

**第 271 条** この節の規定は、第 239 条及び第 255 条の規定により第 1 節及び第 2 節の規定が適用される場合以外の場合に適用する。

- 2 原動機付自転車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合には、当該変更に係る原動機付自転車の部分について、前項の規定にかかわらず、第 2 節の規定を適用するものとする。
- 3 この節の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。